

東亞新秩序を建設するといふことが我が帝國の國是であることは、最早説明の必要もないが、この新秩序は協同體といふ組織で實現するのであるといふ根據は、近衛内閣以來屢々政府が闡明した聲明や談話の内容によるのであつて、東亞新秩序を勝手に解釋して案出したものではないのである。今迄政府からは東亞協同體といふ言葉は少しも聞かぬことは出来なかつたが、しかし、東亞新秩序の組織體は協同體であるといふことは、これまでの政府の聲明や談話を検討すると、明瞭に結論できるのである。つまり、東亞協同體とは東亞新秩序の組織體の謂なのである。なぜ東亞新秩序が東亞協同體なのであるかを、此に、政府の聲明や談話と照し合せて説明してみる。

政府の聲明に基く

東亞新秩序建設と

東亞協同體組織との關係

一 東亞新秩序建設と支那事變

東亞新秩序の建設は我が帝國の不動の國是であつて、今次事變究極の目的も亦此の新秩序建設にある。東亞新秩序建設とは、日滿支三國の鞏固なる提携を樞軸とするもので、これにより東亞永遠の平和を確立し、世界の平和に貢獻せんとするは、帝國の古今を通じて變らざる眞意である。

註

昭和十二年九月十一日の國民精神總動員大演說會に於ける近衛總理大臣の演說。昭和十三年一月二十二日の第七十三回帝國議會に於ける近衛總理大臣の演說。昭和十三年十一月三日政府聲明。等參照。

二 東亞新秩序建設と東亞協同體との關聯

(一) 東亞新秩序建設の内容

東亞新秩序の建設は日滿支三國が相携へて、政治、經濟、文化の各般に亘り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するに在る。

註 昭和十三年十一月三日、政府聲明參照。

日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。

註 昭和十三年十二月二十二日、更生新支那の國交調整に關する近衛總理大臣談參照。

(二) 東亞の新秩序は協同體制による組織。

(イ)、日滿支三國の歴史的關係 日本と滿洲と支那との三大國が、各個の個性を存分に生かしつゝ、東亞保全の共同使命の下に固き結合をなすべき關係にあることは正に歴史の必然である。

(ロ)、新支那の建設 從來支那の天地が帝國主義的野心に基く列強角逐の犠牲となり、常に平和と獨立とを脅威せられつゝありしことは明白で、日本は斯の如き事態に對し根本的修正の必要を認め、正義に基く東亞の新平和體制を確立せんことを要望するものである。我が日本の希望する所のは、支那の征服にあらずして支那との協力にあるのである。實に支那の民族的情熱を認識し、支那の獨立國家としての完成を必要とすることに於て日本程切實なものはないのである。

註 昭和十三年十一月三日、近衛總理大臣ラジオ放送演說參照。
日本の眞意は、逸脱せる支那を本來の支那に改造し、以て東亞の進歩と安定に牢固たる基礎を與へ、斯る安定的東亞をして世界の

眞の平和的組織の一方の支柱たらしめんとするに在る。

註 昭和十三年一月一日、近衛總理大臣談參照。

今や政府は帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立、發展を期待し、之と兩國國交を調養して更生新支那の建設に協力し、依つて以て東亞長久平和の基礎を確立せんとするものである。勿論帝國が支那の領土並に主權及び支那に於ける列國の正當なる權益を尊重するの方針には毫もかはる所はない。

註 昭和十三年一月二十二日、第七十三回帝國議會に於ける近衛總理大臣演說參照。

(三)、日本の責務 今や日本國民は肅然襟を正して、自らに課せられたる責任を直視せねばならぬ。東亞諸國を聯ねて眞に道義的基礎に立つ自主的連帶の新組織を建設する任務が、如何なる意義を有し、如何なる犠牲を求め、如何なる用意を必要とするかに就て、徹底せる理解を持ち、斷じて認識を誤ることがあつてはならない。

註 昭和十三年十一月三日、近衛總理大臣ラジオ放送演說參照。

(二)、三國の運命的關係 日本、滿洲、支那の三國はアジアに於ける同文同種の國家として、地理的にも歴史的にも共存共榮の必然的關係に結ばれてゐる。互ひに相倚り相扶けて東亞の繁榮を圖るべき運命に置かれてゐるのである。支那民衆諸君が日本帝國のこの熱意を理解し、この精神に共感せられ、勇躍躍起して日本、滿洲、支那三國が相携へて世界に類例を見ない新東亞體制を完成するの大業に参加し、我々と共に奮つて東亞安定の礎石とならんことを切望する。

註 昭和十四年三月四日、平沼總理大臣のラジオ放送演說參照。

(附)、東亞新秩序建設とは協同體を造ること。東亞の新秩序建設といふ事は、日滿支三國が其の國の獨立を維持し、日本は日本、支那は支那といふ風に、その個性を活かして行く。さうして協同體を造つて行くといふ所に其の眞髓があるのである。

註 昭和十四年三月十六日、第七十四回帝國議會、衆議院豫算聯合會に於ける有田外相の答辯参照。

三、東亞協同體の指導國家は日本

(一) 日と滿支は兄弟關係

日本が東亞の安定勢力であるといふ事は、是は動かすべからざる事であり、之を無視することは實際に於て出来ない。日本の滿洲竝に支那に對する關係は、兄が弟に對するやうなことでなくてはならぬと思ふのであつて、さういふ氣持で指導して行く事は必要だ。

註 昭和十四年三月十六日、第七十四回帝國議會、衆議院豫算聯合會に於ける有田外務大臣の答辯参照。

(二) 支那固有文化尊重

東洋に新しき體制を整へる上に於ては、固より我國は指導の地位に立たねばならぬが、これに付ては支那の固有の文化を尊重して彼の

誇りを徒に害ふことのないやうにすることが最も大切である。

註 昭和十四年一月二十四日第七十四回帝國議會衆議院豫算總會
平沼總理大臣答辯参照。

(三) 指導者たる使命

我國としてはどうしても東亞の指導者として立たねばならぬ使命をもつてゐる。我國の固有の精神を以て東亞全體を指導して行くといふことは我國の使命である。我國のこの使命を達するためには、東亞に對して餘程積極的の行動を執らねばならぬ。

註 昭和十四年三月十六日、第七十四回帝國議會衆議院豫算總會
平沼總理大臣答辯参照。

四 東亞協同體の指導精神は皇道精神

東亞新秩序の建設は皇道精神を基調とする。近衛首相の十二月二十二日の聲明は、日本が新生支那との間に新しい國交を調整して行く。それには領土的野心や戰費賠償要求等はない。皇道の精神に基いて東亞に於ける新しい秩序を打立て、日滿支は勿論のこと、世界の平和繁榮を齎す爲に、かういふ風な條件でもつて事變を處理するのだといふことを各方面に知らせた事になつてゐる。

註 昭和十四年二月一日、第七十四回帝國議會衆議院豫算總會、有田外務大臣答辯參照。

五 新秩序建設と國內改新

惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我肇國の精神に淵源し、これを完成するは現在日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して、愈々國家總力の擴充を圖り萬難を

排して斯業の達成に邁進せざるべからず。

註 昭和十三年十一月三日、政府聲明參照。

新しき東亞の建設を擔當すべき日本は、其の國民生活の全分野に於て新しき創造の時代に入つたのである。

註 昭和十三年十一月三日、近衛總理大臣ラヂオ放送參照。

以上で判る通り、東亞協同體は差當り日本と滿洲と更生支那との三國が提携してつくる新しい東亞の體制であつて、日本はその指導國家としての役割をさるものである。この新東亞體制はやがて全東亞にも及ぼす可能性と發展性があり、この場合も當然日本が指導國家であること言ふ迄もない。日本は飽くまで全東亞の指導者であるといふのが東亞協同體理論の根本要件となつてゐるのである。従つて日本あつての東亞であり、日本のない東亞といふものは絶対に考へられないといふことになる。この基礎觀念を前提として東亞協同體論は擧成されねばならぬし、これを無視した協同體論は一顧の價值もない。

結局、東亞協同體とは日本が指導國家として滿洲、更生支那の二國を伴ひ、兄弟のやうな關係に於て東亞の天地に強力な新しい平和境を造らうといふ意企のことに指かれた獨得の體制を言ふのである。

ここで注意せねばならぬことは、東亞協同體といふ究極目標にのみ心を奪はれて現實の戰爭を閑却することである。このことは兎角樂觀氣分を醸成し精神弛緩を來し勝である。また、これと反對に、現實の戰爭の苦難と實狀が東亞協同體への方角と餘りに隔離してあるといふだけのことで、東亞協同體そのものまでも否定するといふ危險に陥つてはならない。

理想や信念のない國民の末路は知るべきのみである。理想の實現に進ずるの意義あればこそ死に勝る現實の苦難にも堪へ得るのである。